

業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容

我が国における労働災害発生状況は長期的には減少傾向にあり、死亡者数こそ減少しているものの、いまだその水準は低いとは言い難い。また、第三次産業の労働災害が増加傾向にあることや、少子高齢化の進展に伴い、若年層と比較して体力・体調面等において課題を抱えていることの多い高齢の労働者が増加傾向にあることもあり、死傷者数が急激に減少するような事態は期待できない状況にある。

また、平成 28 年労働安全衛生調査（実態調査）によると職場で強いストレスを感じる労働者が約 6 割に上り、少子高齢化やこれに伴う就業者数の減少が見込まれる中で、労働者が健康で安全に就労を継続することの重要性が高まっている。

こうした中で、平成 30 年 6 月 29 日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、現行の雇用関係の施策に加え、仕事と治療の両立等が新たに規定されることとなった。

このことも踏まえ、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、職場における労働者の健康及び安全の確保を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与することを目的として、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図る観点から、以下の方向で見直しを行う。

第 1 事務及び事業の見直し

I 研究事業

国が科学的根拠に基づいた労働安全衛生施策を推進するためには、我が国の科学的知見の収集や諸外国の最新の動向の把握が不可欠である。機構には、国の労働災害防止計画で示された課題の解決に向けて、労働安全衛生政策決定のエビデンス収集に貢献する役割が求められている。

1 労働安全衛生施策の企画立案に貢献する研究の重点化

機構が行う研究は、労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見と臨床研究機能を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行う。

一方で、現時点では想定していない様々な政策課題が生じた際にも迅速に対応できるよう、引き続き、機構は中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する必要がある。

このことを踏まえ、プロジェクト研究における中長期的なテーマは、社会情勢の変化等も見据え、以下の視点を踏まえて設定することとする。

（1）労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継

続的に推進していく視点

- (2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点
- (3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点
- (4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点
- (5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点
- (7) 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点

2 労働分野の協働的な研究の推進

- (1) 機構が有する、労働災害防止に係る基礎・応用研究機能、臨床研究機能、化学物質の有害性の調査機能等について、機構内のそれぞれの組織が有する強みを活かした協働的な研究を推進する。
- (2) 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学的な側面の両者を考慮しながら研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野については、社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進する。
- (3) 引き続き、客員研究員やフェローの活用を進め、研究組織としての強化も図り、行政や社会のニーズがある多様な研究テーマに対応できるようにする。また、労働安全衛生施策の企画・立案において海外の制度や運用の状況を把握するニーズが高まっていることから、研究者等を海外から招へいするとともに、機構の研究員の海外派遣を引き続き実施する等により、諸外国の研究に関する知識・経験の取り入れを推進する。併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究についても積極的に推進する。

3 厚生労働省の政策担当部門との連携及び PDCA の取組の推進

プロジェクト研究の成果を活用した厚生労働省の政策担当部門が、機構に適切なフィードバックを行うことによって、次の研究の質が更に高まり、これにより政策へより良い影響を与えるという好循環を生み出すことが重要である。

このため、プロジェクト研究については、厚生労働省の政策担当部門において労働災害防止計画との整合性も考慮した研究テーマの大枠を設定することとし、機構はそれに基づき具体的な研究テーマの設定及び目標を設定し、それに向かって、いつまでにどのような成果を得るのかについて、具体的なロードマップを作成する。

また、機構と厚生労働省の政策担当部門との意見交換、ロードマップの進捗状況の検証、政策への貢献度の検証等を通じて、より適切な PDCA の取組を推進する。

4 適切な目標の設定等

中期目標や国が設定したプロジェクト研究に係る研究テーマの大枠に従って、機構は、労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを提供するための研究機関に相応しい、より客観的かつ適切な目標や研究テーマ等を設定する。

また、その達成度についても、論文発表数、講演・口頭発表数といった学術面の功績だけでなく、行政施策への反映といった産業現場における労働安全衛生水準の向上への寄与も併せ、引き続き厳格に評価する。

5 国際貢献、海外への発信

海外の制度や運用の状況が、国内の労働安全衛生施策の企画・立案に影響を与えることもあることから、労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たす。

また、研究成果については、国際的な安全衛生水準の向上に資するよう、海外への的確な発信に努める。

II 産業保健活動総合支援事業

事業場の状況に応じて、「産業保健総合支援センター」による研修や相談対応、専門スタッフの訪問支援、「地域窓口」による医師等の産業保健サービスの提供、自主的な産業保健活動の実施に向けた支援、「助成金制度」による支援等、機構の資源を効果的に組み合わせ、計画的な支援を提供することにより、事業場が継続して自律的な産業保健活動を実施できるよう、支援資源の連携を図る。

1 事業者、産業医等の産業保健関係者に対する研修の充実

事業者、産業医等の産業保健関係者に対する研修について、政策及び地域のニーズをより反映したテーマ設定及び重点的实施を図るとともに、産業保健総合支援センターにおいては、都道府県労働局、都道府県医師会等で構成される都道府県単位の運営協議会を活用して、研修の実施に関する連携体制、地域の実情に応じた研修テーマの設定等、地域における研修実施計画の策定を行い、効果的・効率的な運営に取り組む。

特に、治療と就労の両立支援を含む働き方改革の実現に当たっての産業医の役割の重要性を鑑み、産業医の資質向上を図るため、より現場ニーズにあった実践力が系統的に獲得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医に対する研修の実施等の支援を行う。

また、産業保健分野の保健師の活動を促進するため、関連学会、関連団体と連携して、保健師の育成・活用方策等について検討を行うとともに、産業保健総合支援センターにおいては、保健師の配置を進め、保健師に対する研修等に取り組む。

2 中小企業・小規模事業場の産業保健活動に対する支援の充実

中小企業・小規模事業場の支援ニーズにあった支援が提供できるよう、産業保健総合支援センターにおいてはメンタルヘルス対策促進員及び両立支援促進員等、その地域窓口においては登録産業医及び登録保健師等による支援体制の充実を図る。

地域窓口においては、新規の支援ニーズに対して優先的に資源を配分できるよう、支援提供対象事業場の更新等、状況に応じた運用を行う。

また、中小企業・小規模事業場の自主的な産業保健活動を促進させる観点から、機構の本部において運営する助成金制度について、ニーズに対応した内容の充実を図るとともに、その活用促進を図る。

あわせて、産業医の現場における活動をサポートするため、相談体制の整備を行うとともに、産業保健総合支援センターの地域窓口においては、地域医師会、登録産業医、事業者団体及び労働基準監督署等で構成される各地域単位の運営協議会の活用等を通じて、地域の産業医のネットワークの構築、アドバイザーとなる産業医の配置を行い、産業医の実地教育や実務的な支援等に取り組む。

また、産業医の選任義務のない小規模事業場における産業保健の取組を促進するため、地域窓口において、登録産業医に対するバックアップ体制の整備等を目的とした労災病院や地域の医療機関との連携・協力関係を構築する。

3 産業保健活動総合支援事業の利用促進

産業保健活動総合支援事業の認知度向上及び利用促進を図るための市場調査を行い、マーケティングに基づいたプロモーションを実施するなどし、戦略的な周知・広報を実施する。

III 治療と就労の両立支援事業

機構は、治療と就労の両立支援事業を実践している医療機関として、実践的な経験・情報を有しており、また、産業保健活動総合支援事業において企業における産業保健活動の取組への支援を担っていることから、これらの事業を一体的に取り組むことにより、一般医療機関における治療と就労の両立支援の取組をリードしていくことが求められている。

また、医療機関、企業における治療と就労の両立支援の取組の普及促進を効果的に図るため、機構においては、治療就労両立支援モデル事業の成果等を含め、産業保健総合支援センターを通じて広く企業等に対する周知に取り組むとともに、医療機関に対する周知の展開の方法について検討を行う必要がある。

1 治療就労両立支援モデル事業の推進

労働人口の3人に1人が病気を治療しながら仕事をしている状況から、その支援ニーズは高まっており、「働き方実行計画」においても治療と就労の両立支援を積極的に取り組むことが求められている。こうした現状を踏まえ、治療就労両立

支援センターにおいて平成 26 年度から 4 疾病のみを対象として実施してきたモデル事業について、体制整備を図りながらその対象分野を拡大していく。

両立支援の実践により収集した事例は、新たに構築する両立支援データベースを活用して分析を行い、両立支援に資する医療提供の在り方について検討を行う。

また、平成 29 年に作成した 4 疾病の治療と就労の両立支援に係る医療機関向けマニュアルの充実を図り、医療機関等への普及を加速する。

2 人材育成の推進

機構において、患者に寄り添いながら継続的な相談支援等を行う「両立支援コーディネーター」の養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、「両立支援コーディネーター」のさらなる実践能力の向上のための応用研修の内容の充実を図る。研修の実施に当たり、機構は、労災病院における医療機関のコーディネーターの養成に関するノウハウや人材の活用を図る。

また、事業者、産業医等の産業保健関係者に対する両立支援ガイドライン及び企業・医療機関連携マニュアルの研修を着実に実施する。

3 産業保健総合支援センターと地域資源との連携

産業保健総合支援センターにおいて、地域の医療機関との連携・協力関係を構築した上で、医療機関が企業と連携した両立支援の取組の周知を行うとともに、具体的に実施するための支援を行う。

IV 労災病院・専門センター事業

労災病院は、疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担う必要があるとともに、地域医療への貢献が求められている。

また、専門センターは、せき髄損傷等の重度被災労働者に対する職業・社会復帰を支援する機関として、高度・専門的な医療及びリハビリテーションの提供等を担う必要がある。

1 勤労者医療の推進

労災病院が行う疾病の予防、治療、職場復帰、治療と就労の両立支援等の総合的な取組（勤労者医療）について、地域・職域保健との密接な連携のもと、先導的に実践し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、勤労者医療の推進を図る。

また、石綿やじん肺等の健康障害について、労災病院においてこれまで蓄積された医学的知見をもとにした研究成果を適切に行政機関と共有すること等により、労働安全衛生行政及び労災補償行政の推進を図る。

2 地域医療への貢献

地域における病床の機能分化・連携を進めるため、勤労者医療の推進を意識しつつ、都道府県が策定する地域医療構想等も勘案し、労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、効果的な地域医療連携を推進する。

また、労災病院において、紹介患者の受入れなど地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療を支援する。

3 重度被災労働者に対する職業・社会復帰の支援

四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺、外傷によるせき髄障害等の重度被災労働者に対する高度・専門的な医療を提供するとともに、治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集・分析し、職場復帰を見据えた入院時からの医療機関の継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図る。

また、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器などの新たな医療技術等の開発及び普及を推進する。

第2 組織の見直し

重要な労働政策課題に対応したより質の高い成果を生み出すため、引き続き優秀な人材の確保・育成を図りつつ、機構のスケールメリットを生かした効率的かつ効果的な組織運営を実施するとともに、ニーズの多様化等の変化に積極的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図る。

第3 業務全般に関する見直し

I 業務運営の効率化

機構における「働き方改革」の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図る。

また、機構の給与水準について、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。

II 内部統制の強化

内部統制システムの体制整備を図るとともに、中期計画・年度計画の進捗状況について点検・検証等の自己評価を行い、理事長のリーダーシップに基づくPDCAを適切に実施する。

III 労災病院の経営改善

労災病院は、各病院が政策上及び地域医療においてそれぞれ重要な使命を担っ

ていることから、安定的な病院運営を図ることが重要である。そのため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うことはもとより、医師の確保、適切な人員配置、人件費の見直し等が不可欠であり、その他客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の増加に努める。

また、高額医療機器等の共同購入等、独立行政法人国立病院機構等の公的医療機関と連携を引き続き行い、労災病院の経営改善を図る。

IV 情報セキュリティの強化

情報セキュリティ対策については、各種規程の整備、研修・教育の実施によるこれらの規程の遵守の徹底に努めてきたところであるが、引き続きハード及びソフトの両面での不断の見直しと、役職員の高い意識を保持するための適時・適切な研修を継続する等により、組織的対応能力の強化に努める。